

平成28年5月31日

関係各位

竹 原 市 長  
〒725-8666 竹原市中央五丁目1-35  
総務部財政課

現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて（通知）

本市行政の推進については、日頃から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、本市における現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて、平成26年5月13日付けで「現場代理人の常駐義務の緩和等に係る取扱いについて（通知）」のとおり、実施させていただいているところです。

このたび、建設業法施行令の一部改正に伴い、別紙のとおり改正しましたのでお知らせします。

1 趣旨

工事現場への現場代理人の適切な配置を推進するため、一定の要件を満たす工事について、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和し、併せて一定の範囲内で他の工事現場における現場代理人等との兼務を認めることとする。

2 内容

別紙のとおり

3 適用期間

平成28年6月1日から当分の間、指名又は公告する工事に適用する。

4 その他

様式等については、竹原市のホームページに掲載します。